

環境会発第 080813002 号  
環自総発第 080813002 号  
平成 20 年 8 月 13 日

各 地 方 環 境 事 務 所 長 殿  
各 国 民 公 園 管 理 事 務 所 長 殿  
千 鳥 ヶ 淵 戦 没 者 墓 苑 管 理 事 務 所 長 殿

大臣官房会計課長  
自然環境局総務課長  
自然環境局自然環境担当参事官  
( 公 印 省 略 )

#### 設計業務等調査検査の技術基準について

「設計業務調査検査の事務処理について」(平成 20 年 3 月 31 日付環境会発 080331008 号、環自総発第 080331013 号) 第 4 及び第 10 に基づく技術的基準を、別添のとおり定めたので、その適正な実施に努められたい。

## 設計業務等調査技術基準

### (目的)

- 第1 この技術基準は、環境省の「設計業務調査検査の事務処理について」（平成20年3月31日付環境会発台080331008号、環自総発第080331013号）第4に基づき、環境省の所掌する整備工事に係る設計業務等の請負契約に関する調査に必要な技術的基準を定めることにより、調査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

#### 第2

- 1 「調査」とは、契約図書に基づき契約の適正な履行を確保するために行う業務をいう。
- 2 「調査職員」とは、総括調査職員、主任調査職員、調査職員を総称していう。
- 3 「調査方法」とは、調査行為（指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議、提出、把握、受理、確認、打合せ等）を総称していう。
  - 3-1 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - 3-2 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
  - 3-3 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者若しくは調査職員が発注者に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - 3-4 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
  - 3-5 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
  - 3-6 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
  - 3-7 「協議」とは、調査職員と受注者の双方が、業務遂行上必要な事項に関して対等の立場で書面により合議することをいう。
  - 3-8 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係わる書面又は、その他の資料を差し出し説明することをいう。
  - 3-9 「把握」とは、調査職員がその内容について契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
  - 3-10 「受理」とは、調査職員が提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
  - 3-11 「確認」とは、調査職員が受注者に対し、業務遂行上必要な事項を把握し認めることをいう。
  - 3-12 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書（環境省所掌の建築設計業務請負契約書及び土木設計業務等請負契約書（平成14年7月1日環境会第489号（最終改正：平成15年4月1日付環境会発第030401039号）及び設計仕様書（設計業務請負仕様書（図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係わる質問回答書並びに現場説明に対する質問回答をいう。））をいう。

### (調査の実施)

- 第3 調査職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ調査を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「建築編」とは「建築設計業務請負契約書」及び「公共建築設計業務委託共通仕様書」、「自然公園編」とは「土木設計業務等請負契約書」及び「設計業務請負共通仕様書（自然公園編）」を示し、契約書を「契」、共通仕様書を「共仕」とする。

別表

## 調査の実施項目

項目	業務内容	関連図書及び条項	
		建築編	自然公園編
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約図書その他の履行上必要な項目について把握する。	契第 13 条	契第 10 条
(2) 管理技術者の確認	受注者から通知された管理技術者について確認する。	契第 14 条 共仕 3. 10	契第 11 条 共仕 1. 6
(3) 照査技術者の確認	契約図書において照査を定める場合、受注者から通知された照査技術者について確認するとともに、必要に応じて照査を行う業務の節目について指示する。	なし	契第 12 条 共仕 1. 7
(4) 担当技術者届の受理	業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、受注者から提出された担当技術者届を受理する。	なし	共仕 1. 8
(5) 提出書類の確認	受注者から提出された業務カルテ、及び関係書類について確認する。また、必要により契約担当官等へ報告する。	契第 1 条 契第 16 条 共仕 3. 4 共仕 3. 7	契第 1 条 契第 16 条 共仕 1. 9 共仕 1. 28 共仕 1. 33
(6) 業務工程表の受理	契約図書に基づき作成された業務工程表を受理する。	契第 3 条 契第 16 条 共仕 3. 5	契第 3 条 契第 16 条 共仕 1. 11

<p>2 業務契約の履行確認等 (1)業務の履行状況の把握</p>	<p>受注者からの再請負等に関する申請及び通知の有無を確認すると共に、必要に応じて打合せ等を行い、業務の履行状況について把握する。また、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認する。</p>	<p>契第 11 条 契第 16 条 共仕 3. 14</p>	<p>契第 8 条 契第 16 条 共仕 1. 10 共仕 1. 28 共仕 1. 33</p>
<p>(2)業務計画書の把握</p>	<p>受注者から提出された業務計画書により、業務計画の概要を把握する。</p>	<p>契第 16 条 共仕 3. 5</p>	<p>契第 16 条 共仕 1. 11</p>
<p>(3)貸与品等の確認、引き渡し</p>	<p>契約図書に定められた貸与品については、その品名、数量等を確認し、引渡しを行う。返還があった場合でも同様とする。</p>	<p>契第 2 条 契第 17 条 共仕 3. 11</p>	<p>契第 2 条 契第 17 条 共仕 1. 13</p>
<p>(4)契約図書に基づく 指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等</p>	<p>業務を適切かつ円滑に実施するため、契約図書に示された指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等を書面により適切に行うものとする。</p>	<p>契第 2 条 契第 13 条 共仕 3. 9</p>	<p>契第 2 条 契第 10 条 共仕 1. 5 共仕 2. 4</p>
<p>(5) 関連業務との調整</p>	<p>関連する 2 以上の業務が業務の実施上密接に関連する場合には、必要に応じて業務の実施について調整し、必要事項を受注者に対して指示を行う。</p>	<p>共仕 3. 10</p>	<p>共仕 1. 6</p>
<p>(6)関係機関等との協議・調整等</p>	<p>業務に関して、関係機関等との調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>共仕 3. 13</p>	<p>契第 13 条 契第 14 条 共仕 1. 14 共仕 1. 15 共仕 1. 16</p>

(7)業務内容の修補請求	業務の内容が契約図書又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者の協議の内容に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、修補の請求を行う。	契第 18 条 共仕 3. 18	契第 18 条 共仕 1. 20
(8)条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約書第 19 条の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により業務内容の変更、及び設計仕様書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p>	契第 19 条 共仕 3. 15	契第 19 条 共仕 1. 21
(9)設計仕様書等の変更	建築契約書第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 29 条第 1 項又は土木契約書第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 31 条第 1 項の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、設計仕様書の変更の手続を行う。	契第 20 条 共仕 3. 15	契第 20 条 共仕 1. 22
(10)履行期間の変更	契約書第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定に基づく履行期間の変更の手続を行う。	契第 25 条 共仕 3. 17	契第 25 条 共仕 1. 23
(11)業務請負料の変更	契約書第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定に基づく業務請負料の変更の手続を行う。	契第 26 条 共仕 3. 15	契第 26 条

<p>(12) 契約担当官等への報告</p> <p>管理技術者等に関する措置請求</p> <p>業務の中止の検討及び報告</p> <p>一般的な成果物の損害の調査及び報告</p> <p>第三者に及ぼした被害の調査及び報告</p> <p>不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>引渡し前における成果物の使用を行う場合の確認及び報告</p>	<p>管理技術者等又は受注者の使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>業務の全部又は一部を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>成果物の引き渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、調査目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合の成果物の状況を確認し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第 15 条 共仕 3. 10</p> <p>契第 21 条 共仕 3. 16</p> <p>契第 27 条 共仕 3. 19 共仕 3. 20</p> <p>契第 28 条 共仕 3. 19 共仕 3. 20</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>契第 32 条 共仕 3. 21</p>	<p>契第 15 条</p> <p>契第 21 条 共仕 1. 24</p> <p>契第 28 条 共仕 1. 25 共仕 1. 26</p> <p>契第 29 条 共仕 1. 25 共仕 1. 26</p> <p>契第 30 条</p> <p>契第 30 条</p> <p>契第 34 条 共仕 1. 27</p>
--	---	---	--

<p>契約解除に関する必要事項の作成及び措置請求又は報告</p> <p>(13) 臨機の措置</p>	<p>① 建築契約書第41条第1項及び第42条第1項又は土木契約書第43条第1項及び第44条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合において、既履行部分の調査及び既履行部分に相当する請負業務料の事前協議を行い、契約担当官等へ報告する。</p> <p>災害防止等のため特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。</p>	<p>契第41条 契第42条</p> <p>契第43条</p> <p>契第44条</p> <p>なし</p>	<p>契第43条 契第44条</p> <p>契第45条</p> <p>契第46条</p> <p>契第27条 共仕1.32</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 業務成果の確認</p> <p>(2) 業務成績の評定</p> <p>(3) 完了検査等の立会</p>	<p>受注者より提出された業務の成果物について確認する。</p> <p>総括調査職員及び主任調査職員は、業務完了のとき設計等請負業務成績評定要領に基づき業務成績の評定を行う。</p> <p>原則として、主任調査職員、調査職員は業務の完了検査等の立会を行う。</p>	<p>共仕3.20</p>	<p>共仕1.19</p>

## 設計業務等検査技術基準

### (目的)

第1 この技術基準は、環境省「設計業務調査検査の事務処理について」（平成20年3月31日付環境会発台080331008号、環自総発第080331013号）第10に基づき、環境省の所掌する整備工事に係る設計業務等の請負契約に関する検査に必要な技術的基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2 検査は業務の成果物を対象として、契約図書に基づいて行い、業務の履行状況及び業務の成果物の品質について適否の判断を行うものとする。

### (履行状況の検査)

第3 履行状況の検査は、協議や打合せの内容、説明の内容、プレゼンテーション等に関する記録と、契約図書と対比して行うものとする。

### (成果物の品質の検査)

第4 成果物の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性、ミスの有無等について、契約図書に基づいて行うものとする。

### (業務成績の評定)

第5 検査によりその完成を確認した業務の成果物については、環境省の設計等請負業務成績評定要領(平成20年8月13日環境会発第080813003号、環自総発第080813003号)により業務ごとに評定を行うものとする。

### (修補の指示)

第6 業務の成果物について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。